

令和5年12月12日

(p c)
組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生法施行細則の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

一部改正の概要

改正された法第56条第1項の規定により営業の譲渡により営業者の地位を
承継し、同条第2項の規定により届け出しようとする者が知事に提出しなけれ
ばならない届出書の添付書類について定めた。

なお、施行期日は令和5年12月13日